

下記の製品シリーズの部品供給期限後に、お知らせした以外の部品につきましても供給継続が困難となり、在庫限りの対応となる場合がございますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

2014年10月1日
菱電エレベータ施設株式会社

菱電エレベータ施設製 小荷物専用昇降機(リョーデンリフト A、B、Cシリーズ) 所有のお客様へ
部品供給終了のお知らせ

平素より菱電エレベータ施設製小荷物専用昇降機(以下、リフトといいます)をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当社製造リフト(A、B、Cシリーズ)におきましては、当該シリーズ製品の標準生産中止から30年以上が経過しており、機能維持のための保守部品の一部に供給困難となるものが生じております。

これまで、備蓄や代替製作等によって供給に努めてまいりましたが、一部の機器・部品については、供給を継続することが限界になりつつあります。

つきましては、今後も最大限の努力をいたしますが、当該シリーズ製品固有の部品については、**2017年3月末**をもって供給を終了させていただきますので、何卒、事情ご賢察賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1.対象となるリフト

シリーズ名称	標準生産期間	部品供給期限(最長※)
リョーデンリフト (A、B、Cシリーズ) テーブルタイプ・フロアタイプ・ユニットタイプ	1974年～1984年	2017年3月※

※当該部品の在庫状況等により早まる可能性があります。

2.部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと及び今後の対応について

(1)ご注意いただきたいこと

当該部品(添付資料に記載の供給終了部品)はリフトの所期性能を発揮させるための重要な部品です。故障が発生した際は、それに起因する利用者災害や運搬物の破損、その他予期せぬ事故が発生する恐れがあります。供給終了後に故障発生した場合は復旧が不可能となり、リフトを使用することはできませんので、予めご承知おき願います。

なお、当該部品の供給終了後(2017年4月以降)は、リフトの安定的な運行の確保ができなくなることから、現在ご締結いただいております保守契約の継続が困難となります。予めご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(2)お願いしたい今後の対応

安全性、信頼性、機能性、省エネ性に優れた新型リフトへのリニューアルをご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3.リフトの耐用年数及び保守部品の供給期間について

(1)耐用年数

エレベーターの法定償却耐用年数(大蔵省令第15号による)は17年と定められております。また、公益社団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)におけるライフサイクル評価では、エレベーターの主要機器の平均耐用年数は20年とされております。これらを踏まえ、弊社リフトも主要機器の平均耐用年数を20年としており、20年以上経過したリフトにおいては、新型リフトへのリニューアルをお勧めしております。

(2)保守部品の供給期間

弊社においては、平均耐用年数等を踏まえ、保守部品の供給期間は原則として同シリーズ製品の標準生産中止後20年を目処としております。

○本件のお問合せ窓口

菱電エレベータ施設(株)ホームページ <http://www.resco.co.jp/ryodenlift/>
の[資料請求・お問合せ]より、お問合せください。

○保守契約をご用命いただいているお客様へは、当社または三菱電機ビルテクノサービス株式会社の担当者がお伺いし、ご説明申し上げます(訪問予定期間 2014年10月～2015年3月末日)。

○沖縄地区のお問合せ窓口

沖縄菱電ビルシステム株式会社 TEL 098(866)1175

部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと (リョーデンリフト A、B、Cシリーズ)

2017年3月末日*を目処に本紙に記載の部品につきまして供給を終了させていただきます。
本紙に記載の注意事項につきまして、あらかじめご了承お願い申し上げます。

※供給終了期限は、当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。



供給終了部品が故障もしくは交換基準を超えた状態で使用継続した場合、以下の事象が発生する恐れがあります。

供給終了後にこのような状況が発生した場合、供給終了部品の復旧はできませんので、以降は安全上、小荷物専用昇降機を使用しないでください。



警告

巻上機の交換部品(ブレーキシュー等)に対し、交換基準を超えた状態で使用継続すると、着床時の段差により台車等の搬入・搬出ができない、もしくは、荷物搬入時のカゴ床沈下、カゴが思いがけない動きをする、昇降路上下端へのカゴの衝突等、罹災が発生する恐れがありますので、絶対に使用しないでください。



注意

巻上機・電動機、制御盤、操作盤が故障した場合、小荷物専用昇降機の運転ができなくなります。
故障発生以降は小荷物専用昇降機を使用しないでください。

<供給終了部品の構成・機能>

●巻上機・電動機

・電動機、減速機、制動機で構成されており、小荷物専用昇降機を駆動します。

●制御盤

・リレー・コンタクター・電子機器等で構成されており、巻上機・電動機を制御し、小荷物専用昇降機の運行を制御します。

●操作盤・インターホン

・各階にてカゴを呼ぶ操作盤と、各階間の連絡に使用するインターホンで構成されています。

<概略図> ※概略図は代表例を記載しております。

